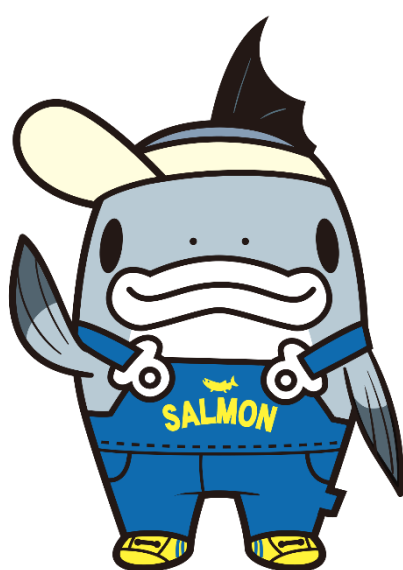


みやこ し しょうがいしゃとう じ はつてきかつどう し えん じ ぎょう
宮古市 障 害者等自発的活動支援事 業

しんせい
申請のてびき



さーもん
サーモンくん



みやこちゃん

みやこ し ほけんふくし ぶふくし か
宮古市保健福祉部福祉課

もく じ 目 次

- 1 みや こ し しょうがいしゃとう じ はつてきかつどう し えん じ ぎょう
宮古市 障 害者等自発的活動支援事 業 について 1 ページ
- 2 ほ じょきんこう ふ き じゆん
補助金交付基 準 1 ～ 8 ページ
- 3 ほ じょきんこう ふ なが れ
補助金交付の流れ 9 ～ 1 0 ページ
- 4 しんせいしやう き さいれい
申請書等の記載例 1 1 ～ 1 4 ページ
- じ はつてきかつどう し えん じ ぎょう ほ じょきんしんせい ち え っ く し ー と
自発的活動支援事 業 補助金申請チェックシート . . 1 5 ～ 1 7 ページ

1 宮古市 障害者等自発的活動支援事業 について

宮古市では「ノーマライゼーションの実現」を基本理念とし、障がいのある人もない人もすべて人間として尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに生活し、活動し、暮らせる社会の実現に取り組んでいるところです。

宮古市 障害者等自発的活動支援事業は、市民が主体（自発的）となっており、活動のうち、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするための障がい理解の促進や社会的障壁の除去等に向けた活動を支援するため、その活動を行う団体に対し補助金を交付するものです。

本事業を多くの皆様に御活用いただき、障がい者やその家族の社会活動への参加の機運を高めることにより、本市の障がい者福祉の一層の推進を図ることを目指しています。

2 補助金交付基準

(1) 趣旨

本事業は、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動を支援するため、自発的活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

(2) 交付対象となる団体

こう ふ たいしやう だんたい つぎ ようけん み だんたい
 交付対象となる団体は、次のすべての要件を満たす団体とします。

- ① みや こ し ない かつどうきよてん
 ① 宮古市内に活動拠点があること。
- ② だんたい こうせいいん にん い じょう
 ② 団体の構成員が5人以上であること。
- ③ だんたい こうせいいん か はんすう みや こ し じゅうしょ ゆう
 ③ 団体の構成員の過半数が宮古市に住 所を有すること。
- ④ しょう ふく し かん けいぞくてき かつどう おこな み こ
 ④ 障 がい福祉に関する継続的な活動を行 うことが見込まれること。
- ⑤ しょう とう じ しゃだんたい しょう しゃ か ぞく こうせい だんたい じ ち かい ぼ ら ん て い
 ⑤ 障 がい当事者団体、障 がい者の家族で構成される団体、自治会、ボランティ
 あ だんたい えぬびーおーほうじん しょうがいふく し さ ー び す ていきょう ほうじん のぞ
 ア団体、NPO法人(※ 障 害福祉サービスを提 供 する法人を除く)であること。
- ⑥ しゃかいふく し ほうじん いりょうほうじん
 ⑥ 社会福祉法人、医 療 法人でないこと。
- ⑦ しゅうきょうかつどう せい じ かつどう しゅ もくてき だんたい
 ⑦ 宗 教 活動、政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑧ とくてい こうしやくしゃ こう ほ しゃ ふく も せいとう すいせん もしくは し じ
 ⑧ 特定の公 職 者 (候補者を含む) 若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、
 また はんたい もくてき だんたい
 又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。

(3) こう ふ たいしやう じ ぎやう 交付対象となる事業

ほ じょきんこう ふ たいしやう じ ぎやう つぎ
 補助金交付対象となる事業は次のとおりです。

じ ぎやう く ぶん 事業区分		じ ぎやう ない よう れい 事業内容例
①	び あ さ ぽ ー と ピアサポート	しょう とう じ しゃ か ぞくとう たが なや きょうゆう じょうほう 障 がい当事者や家族等が互いの悩みを 共有し、情 報 こうかん こうりゅうかいとう かつどう おこな じ ぎやう 交換できる交 流 会等の活動を行 う事業
②	ひ たいさく 引きこもり対策	せいしんしょう しゃとう ひ たいさく おこな じ ぎやう 精神 障 がい者等の引きこもり対策を行 う事業
③	ぼうさいたいさく 防災対策	しょう しゃ ふく ち いき さいがいたいさくかつどうとう ち しき 障 がい者を含めた地域における災害対策活動等の知識

		しゅうとくとう もくてき こうえんかい こうしゅうかい かいさい じぎょう 習得等を目的とした講演会、講習会を開催する事業
④	こりつぼうし 孤立防止	ちいき しょう しゃとう こりつ 地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活 どう おこな とう し ぶん しょう ふくし いしき こうよう はか じぎょう 動を行う等市民の障がい福祉意識の高揚を図る事業
⑤	しゃかいかつどう し えん 社会活動支援	しょう しゃとう じぶん けん り きょうせいしゃかい すいしん かん 障がい者等が自分たちの権利、共生社会の推進に関 し、社会に はたら 働きかけるボランティア等の活動を行う事 ぎょう 業
⑥	しゃかいふつ き し えん 社会復帰支援	しょう しゃとう しゃかいふつ き かん かつどう たい じょうほうてい 障がい者等の社会復帰に関する活動に対する情報提 きょう また けいはつよういんさつぶつ さくせい じぎょう 供をし、又は啓発用印刷物を作成する事業
⑦	こ み ゅ に け ー し ょ コミュニケーション ん し えん ン支援	しゅ わ きょうしつ おんせいやくきょうしつ た こ み ゅ に け ー し ょ ン し 手話教室、音声訳教室その他のコミュニケーション支 えん おこな じぎょう 援を行う事業
⑧	ぼらんてい あかつどう ボランティア活動	しょう しゃとう たい ぼらんてい あ ようせいまた かつどう かん 障がい者等に対するボランティアの養成又は活動に関 する事業 じぎょう
⑨	り かいそくしんけいはつ 理解促進啓発	しょう しゃとう たい り かい ふか ち いきじゅうみんとう 障がい者等に対する理解を深めるため、地域住民等に む こうえんかい こうしゅうかい い べん と かいさい こうほうけいはつ しりょうさく 向けた講演会、講習会、イベント開催、広報啓発資 料 作 せいとう おこな じぎょう 成等を行う事業
⑩	た その他	①～⑨のほか、し ちょう しょう しゃとう じりつ にちじょうせい 市長が障がい者等が自立した日常生 かつおよ しゃかいせいかつ いとな 活及び社会生活を営むことができるようにするための活 どう みと じぎょう 動であると認める事業

(注) ちゅう じぎょうしょ さーびす しょうかい りーふれっと せいさく ふくしやうぐとう しょうかい
事業所のサービスを紹介するリーフレットの製作、福祉用具等を紹介する

てん じ かい たん さ ー び す よう ぐ と う し ょ う かい じ ぎ ょ う ほ じ ょ たい し ょ う が い
 展示会など単にサービスや用具等を 紹 介 する 事 業 については補助対 象 外と
 します。

(4) 交 付 対 象 と なる 経 費

	たい しょう けい ひ 対 象 経 費	けい ひ お も な い よ う 経 費 の 主 な 内 容	び こ う 備 考
①	ほう しょう ひ 報 償 費	こう し し ゃ れ い き ん 講 師 へ の 謝 礼 金	こ じ ん り ょ う し ゅ う し ょ う てん 個 人 か ら の 領 収 証 を 添 付
②	り ょ ひ 旅 費	こう し こう つ う ひ 講 師 の 交 通 費	り ょ う し ゅ う し ょ う し ゅ と く 領 収 証 の 取 得 で き る も の
③	し ゅ く は く ひ 宿 泊 費	こう し し ゅ く は く ひ 講 師 の 宿 泊 費	し ゅ く は く さ き り ょ う し ゅ う し ょ う 宿 泊 先 か ら の 領 収 証 てん ぶ し ゅ く じ だ い たい し ょ う が い を 添 付 、 食 事 代 は 対 象 外
④	しょう もう ひん ひ 消 耗 品 費	かく し ゅ し ょ う もう ひん こう に ゆ う だ い き ん 各 種 消 耗 品 購 入 代 金	り ょ う し ゅ う し ょ う し ゅ と く 領 収 証 の 取 得 で き る も の
⑤	いん さ つ せい ほん ひ 印 刷 製 本 費	ぱ ん ふ れ っ と ぽ す た ー いん さ つ ひ パ ン フ レ ッ ト 、 ポ ス タ ー の 印 刷 費	り ょ う し ゅ う し ょ う し ゅ と く 領 収 証 の 取 得 で き る も の
⑥	つ う し ん う ん ぱ ん ひ 通 信 運 搬 費	き っ て だ い う ん そ う り ょ う 切 手 代 、 運 送 料	り ょ う し ゅ う し ょ う し ゅ と く 領 収 証 の 取 得 で き る も の 、 で ん わ ふ あ つ く す だ い 電 話 、 F A X 代 は たい し ょ う が い 対 象 外
⑦	ほ け ん り ょ う 保 険 料	い べ ん と かい さい じ ほ け ん り ょ う イ ベ ン ト 開 催 時 の 保 険 料	り ょ う し ゅ う し ょ う し ゅ と く 領 収 証 の 取 得 で き る も の
⑧	し ょ う り ょ う 使 用 料	かい じ ょ う し ょ う り ょ う せ つ え い り ょ う 会 場 使 用 料 、 設 営 料	り ょ う し ゅ う し ょ う し ゅ と く 領 収 証 の 取 得 で き る も の

⑨	その他	市長が必要と認める経費	領収証の取得できるものの
---	-----	-------------	--------------

(注) 団体の維持及び管理に係る運営費、団体の運営に係る備品購入費、食事

代・懇親会の費用などの経費は補助対象外とします。

(5) 補助金額

・補助対象経費に相当する額

・補助率 10/10

・上限額 10万円 (2つ以上の事業を実施する場合は20万円)

(6) 申請に必要な書類

①宮古市障害者等自発的活動支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)

②事業計画書 (様式第2号)

③収支予算書 (様式第3号)

④団体等概要書 (様式第4号)

⑤その他市長が必要と認めるもの

・団体等の規約又は会則

・団体等の当該年度の年間事業計画書等

・団体等の当該年度の予算書

・これまでに同様の事業を実施している場合、その内容がわかる書類

(パンフレット、開催要項等)

※①～④の様式は宮古市のホームページにも掲載しています。

(7) 申請に対する審査

審査の基本的な考え方は次のとおりです。

- ・必要な書類が具備され、かつ記入漏れ等がないか
- ・申請のあった事業を実施できる体制であるか
- ・実施可能な方法、計画等によるものか
- ・事業に参加した障がい者等にとって、成果が見込まれる事業であるか
- ・将来の事業の発展や充実が見込める事業であるか
- ・市の障がい者福祉の増進と共生社会の実現の一助となることが見込まれる事業であるか

(8) 交付決定

審査後、文書により決定内容を通知します。

(9) 交付決定後の手続き

☆下記の交付決定後に必要な書類の様式は、交付決定時にお渡しします。

(宮古市のホームページにも掲載しています。)

◆精算払いの場合・・・事業完了後に補助額の全額を交付します。

①事業実施

※補助事業に要する費用や事業内容の変更が生じる場合は、変更申請が

ひつよう
必要ですので、市へご相談ください。

②団体は市へ実績報告を行います。

ほうこく ひつよう
【報告に必要なもの】

かんりようじっせきほうこくしよ ようしきだい ごう
・完了実績報告書（様式第9号）

じぎょうじっせきしよ ようしきだい ごう
・事業実績書（様式第2号）

しゅうしせいさんしよ ようしきだい ごう
・収支精算書（様式第3号）

たしちょう ひつよう みと
・その他市長が必要と認めるもの

③市は②の内容の審査をし、補助金額を確定して通知します。

④団体は市へ補助金の請求をします。

せいきゅう ひつよう
【請求に必要なもの】

ほじょきんこうふせいきゅうしよ ようしきだい ごう
・補助金交付請求書（様式第11号）

⑤市は補助金を振込先口座へ支払います。

◆^{まえきんばら}前金払いの場合・・・^{ばあい}事業実施前^{じぎょうじつしまえ}に^{こうふけつていがく}交付決定額の^{ぶん}5分の4の^{はんい}範囲内で^{せいきゅう}請求できます。

①団体は市へ前金払いの請求書類を提出します。

せいきゅう ひつよう
【請求に必要なもの】

まえきんばらい がいさんばらい せいきゅうしよ ようしきだい ごう
・前金払（概算払）請求書（様式第12号）

たしちょう ひつよう みと
・その他市長が必要と認めるもの

②市は団体へ前金払いの金額を振込先口座へ支払います。

③事業実施

④団体は市へ実績報告を行います。

【報告に必要なもの】

・完了実績報告書（様式第9号）

・事業実績書（様式第2号）

・収支精算書（様式第3号）

・その他市長が必要と認めるもの

⑤市は④の内容の審査をし、補助金額を確定して通知します。

⑥団体は市へ補助金の請求をします。

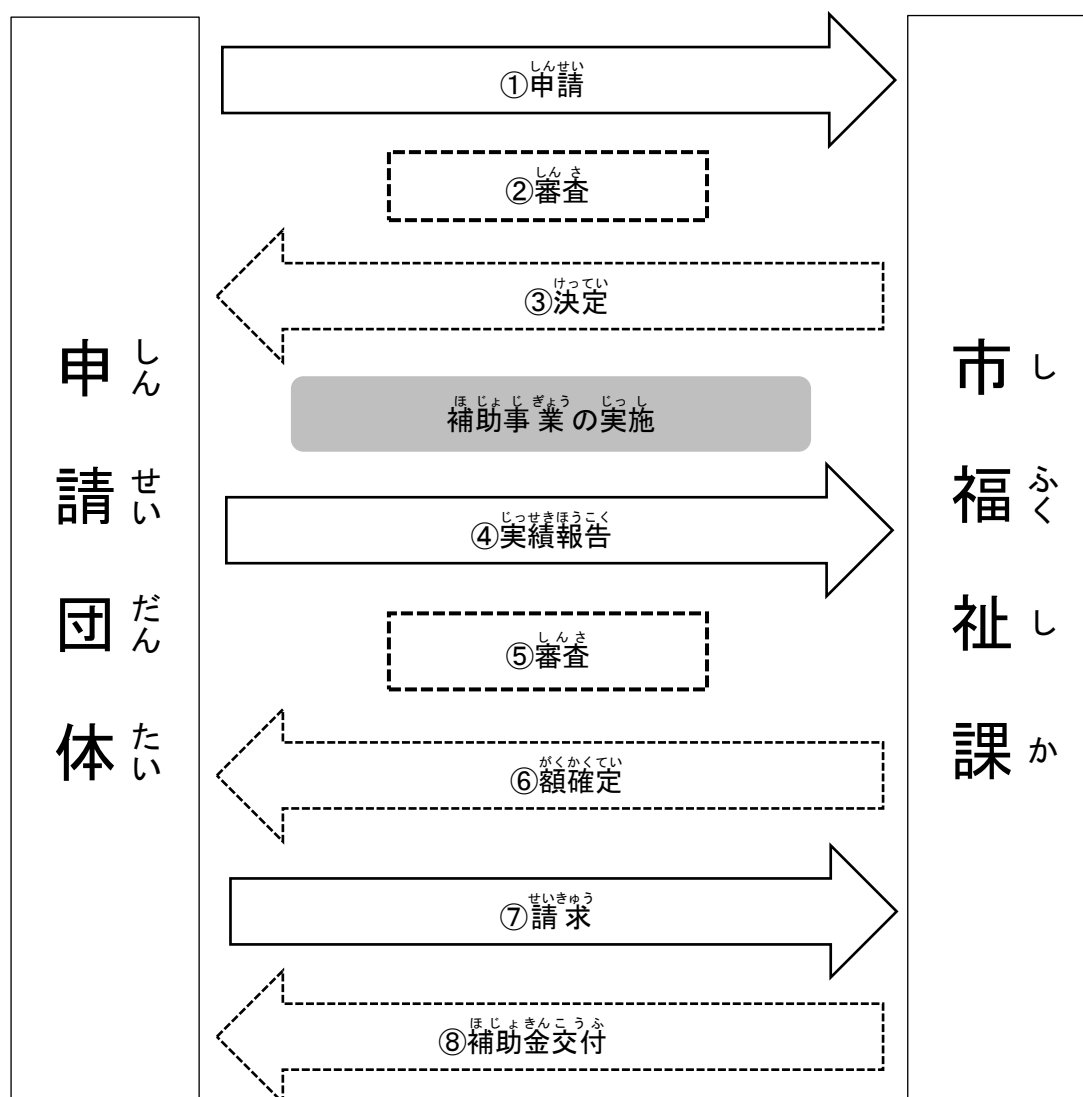
【請求に必要なもの】

・補助金交付請求書（様式第11号）

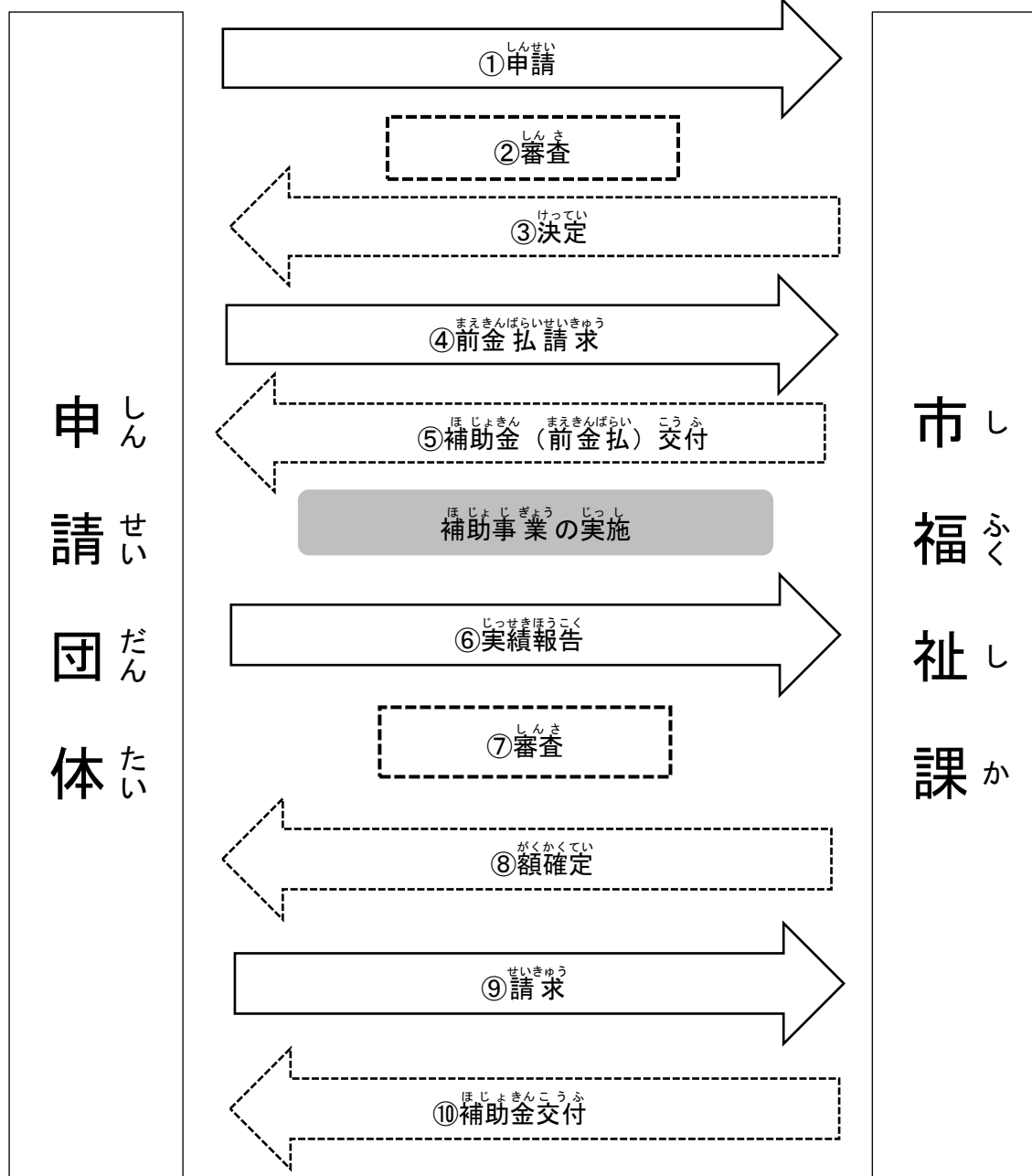
⑦市は補助金を振込先口座へ支払います。

3 補助金交付の流れ

○精算払い



まえきんばら
○前金払い



4 しんせいしょうとう きさいれい 申請書等の記載例

様式第1号（第7条関係）

令和2年 ●月 ●日

宮古市長 あて

住所 宮古市新川町2番1号
 団体名 宮古〇〇〇の会
 代表者役職・氏名 会長 宮古 一郎

印

宮古市障害者等自発的活動支援事業補助金交付申請書

令和2年度宮古市障害者等自発的活動支援事業について、宮古市障害者等自発的活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 66,700 円

2 申請事業

【事業種別】 宮古市障害者等自発的活動支援事業補助金交付要綱第4条（第8項）に該当する事業
【事業名】 音声訳について知ろう
【事業概要】 障がい者やその家族、地域住民を対象に、音声訳に関する講習会を実施することで、障がい特性や音声訳を広く周知し、利用の拡大と音声訳に携わるボランティア人材の確保を図る。

3 事業計画書 様式第2号のとおり

4 収支予算書 様式第3号のとおり

5 団体等概要書 様式第4号のとおり

6 事業担当者

フリガナ	ミヤコ 伊吹	役職等名
氏 名	宮古 一郎	会長
連絡先住所等	〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号 TEL：0193-62-2111 FAX：0193-62-7422 E-MAIL：fukusi@city.miyako.iwate.jp	

様式第2号（第7条、第13条関係）

事業計画—(実績)—書

1 事業目的等

事業名	音声訳について知ろう
目的	障がい者やその家族、地域住民を対象に、音声訳に関する講習会を実施することで、障がい特性や音声訳を広く周知し、利用の拡大と音声訳に携わるボランティア人材の確保を図る。
事業内容	視覚障がい者等が利用する音声訳について周知する講習会を開催する。
実施時期 又は期間	令和2年●月
事業実施場所又は地域	宮古市総合福祉センター
事業費	66,700円
期待する成果	障がい者、その家族、地域住民が講習会を受講することで、視覚障がい者等に対する音声訳の重要性を周知することができる。また、困りを感じている者の利用拡大が見込まれるほか、音声訳に関心を持つ市民を増やし、音声訳に携わる人材が期待される。音声訳の活動が盛んになることで、社会的障壁の除去に資することができる。

2 事業費等

総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する (要した)経費 (A)+(B)	負担区分		
		市補助金(A)	自己資金(B)	その他(C)
66,700円	66,700円	66,700円	0円	0円

様式第3号（第7条、第13条関係）

収支予算—(精算)—書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	精算額	備考
市補助金	66,700		
計	66,700		

2 支出

(単位：円)

区分		予算額	精算額	備考
補助対象経費	報償費	10,000		講師謝礼金 10,000 円×1 回
	旅費	18,000		講師交通費 9,000 円×往復
	宿泊費			
	消耗品費	1,500		封筒代 15 円×100 枚
	印刷製本費	24,000		ポスター300 円×50 枚 チラシ 30 円×300 枚
	通信運搬費	8,200		82 円×100 枚
	保険料			
	使用料等	5,000		会場使用料
	その他			
	小計(A)	66,700		
補助対象外経費				
	小計(B)			
	合計(A)+(B)	66,700		

様式第4号（第7条関係）

団体等概要書

フリガナ	ミヤコ〇〇〇ノカイ
団体名	宮古〇〇〇の会
主な活動内容	〇〇障がいを持つ障がい者やその家族によって構成され、障がいに関する勉強会や会員同士の交流を行う。
団体所在地等	〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号 TEL：0193-62-2111 FAX：0193-62-7422 E-MAIL：fukusi@city.miyako.iwate.jp ホームページ：http://www.city.miyako.iwate.jp/
設立年月	平成20年4月1日
設立経緯	平成20年に障がい当事者3人で「〇〇障がいの会」を設立し、活動をしてきたが、会員数の増加に伴い体制を見直し、平成25年に団体名を「宮古〇〇〇の会」に改め現在に至る。
フリガナ	ミヤコ 一郎
代表者	宮古 一郎
役員構成 役職・氏名	会長 宮古 一郎 副会長 田老 花子 副会長 新里 次郎 会計 宮古 三郎 監事 田老 四郎
会員	正会員 10名、準会員 5名、賛助会員 0名 合計 15名
	市町村別の会員数の内訳 宮古市9人、山田町2人、岩泉町2人、田野畑村2人

注 「団体所在地等」欄には、特定の団体事務所を有しない場合は代表者等の住所地を記入すること。



自発的活動支援事業補助金申請チェックシート



1 あなたの団体は対象要件を満たしていますか？

チェック欄	対象要件
	障がい当事者団体、障がい者の家族で構成される団体、自治会、ボランティア団体、NPO法人(※障害福祉サービスを提供する団体を除く)である
	障がい福祉に関する継続的な活動を行う見込みがある
	社会福祉法人、医療法人でない
	宮古市内に活動拠点がある
	団体の構成員の過半数が宮古市民である
	団体の構成員が5人以上である
	宗教活動、政治活動を主たる目的とした団体でない
	特定の公職者(候補者を含む)若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でない

⇒ すべてに当てはまっていれば対象要件を満たしています

2 申請しようとする事業は次のどれに当てはまりますか？

チェック欄	番号	事業区分	事業内容
	1	ピアサポート	障がい当事者や家族等が互いの悩みを共有し、情報交換できる交流会等の活動を行う事業
	2	引きこもり対策	精神障がい者等の引きこもり対策を行う事業
	3	防災対策	障がい者を含めた地域における災害対策活動等の知識習得等を目的とした講演会、講習会を開催する事業

	4	孤立防止	地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を行う等市民の障がい福祉意識の高揚を図る事業
	5	社会活動支援	障がい者等が自分たちの権利、共生社会の推進に関し、社会に働きかけるボランティア等の活動を行う事業
	6	社会復帰支援	障がい者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供をし、又は啓発用印刷物を作成する事業
	7	コミュニケーション支援	手話教室、音声訳教室その他のコミュニケーション支援を行う事業
	8	ボランティア活動	障がい者等に対するボランティアの養成又は活動に関する事業
	9	理解促進啓発	障がい者等に対する理解を深めるため、地域住民等に向けた講演会、講習会、イベント開催、広報啓発資料作成等を行う事業
	10	その他	1～9に該当しない事業で、市長が認める事業

⇒ 該当番号は申請書（様式1号）の「2申請事業【事業種別】宮古市障害者等自発的活動支援事業補助金要綱第4条（第 項）に該当する事業」の（ ）内に書き入れる数字です

3 提出書類を作成しましょう

◆作成する書類◆

①宮古市障害者等自発的活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

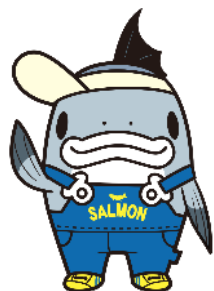
②事業計画書（様式第2号）

③収支予算書（様式第3号）

④団体概要書（様式第4号）

⇒「申請のてびき」の11ページ以降の申請書等の記載例を参考に書類を作成します

ていしゅつ まえ
提出の前に
ごかくにん
ご確認ください
さい



様 式	内 容	チェック欄
しん せい しょ 申請書 (様式第1号)	だいひょうしゃやくしよく しめいらん おういん 代表者役職・氏名欄に押印はありますか。	
	「2【事業種別】宮古市自発的～（第 項）～」の（ ）内に該 とう するしき 数字を記入していますか。	
	「6事業担当者」欄には担当者を記載していますか。（補助金に ついて市から連絡することがあります。連絡可能な担当者と連絡 さき 先を記入してください。）	
じぎょうけいかくしょ 事業計画書 (様式第2号)	「2事業費等」の金額に誤りはありませんか。	
しゅうしよ さんしよ 収支予算書 (様式第3号)	「1収入」「2支出」の金額に誤りはありませんか。 「備考欄」に内訳を記載していますか。	
だんたいとうがいようしよ 団体等概要書 (様式第4号)	記入欄の一番下の空欄に市町村別の会員数を記入しています か。例）宮古市5人、山田町2人…	

4 提出書類はすべて揃っていますか？

チェック欄	様 式	様式番号
	みやこ ししょうがいしゃどう じはつてきかつどう しえん じぎょう ほじょきんこう ふしんせいしよ 宮古市 障害者等自発的活動支援事業 補助金交付申請書	ようしきだい ごう 様式第1号
	じぎょうけいかくしょ 事業計画書	ようしきだい ごう 様式第2号
	しゅうしよ さんしよ 収支予算書	ようしきだい ごう 様式第3号
	だんたいとうがいようしよ 団体等概要書	ようしきだい ごう 様式第4号
	だんたいとう きやくまた かいそく★ 団体等の規約又は会則★	にん いようしき 任意様式
	だんたいとう とうがいねん ど ねんかん じぎょうけいかくしよとう★ 団体等の当該年度の年間事業計画書等★	にん いようしき 任意様式
	だんたいとう とうがいねん ど よさんしよ★ 団体等の当該年度の予算書★	にん いようしき 任意様式
	これまでに同様の事業を実施している場合、その内容が わかる書類（パンフレット、開催要項等）★	にん いようしき 任意様式

※★印の書類は可能な範囲でご用意ください。

⇒ 市福祉課へ提出しましょう

ふめい てん と あ
不明の点はお問い合わせく
ださい。
と あ さき せびよう し
お問い合わせ先は背表紙
をご覧ください。



◇◆^{と あ さき しんせいしよていしゅつさき}お問い合わせ先（申請書提出先）◆◇

〒027 - 8501 ^{みや こ し みやちよういっちようめ ばん ごう}宮古市宮町一丁目1番30号

^{みや こ し ほけんふくし ぶ ふくし か しょう ふくし かかり}宮古市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係

^{でん わ}電話 0193 - 62 - 2111 ^{ないせん}（内線1223）

^{ふあつくす}FAX 0193 - 62 - 7422

^{れいわ ねん がつ にちさくせい}令和2年7月21日作成